

「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」  
中間とりまとめについて

Ubiquitous Solution Company  
**KDDI CORPORATION**



平成19年8月27日  
K D D I 株 式 会 社

1. はじめに	—P. 2
2. 通信・放送法制の抜本的再編の方向性	—P. 3
3. コンテンツに関する法体系のあり方	—P. 4
4. プラットフォームに関する法体系のあり方	—P. 5
5. 伝送インフラに関する法体系／レイヤー間の規律のあり方	—P. 6

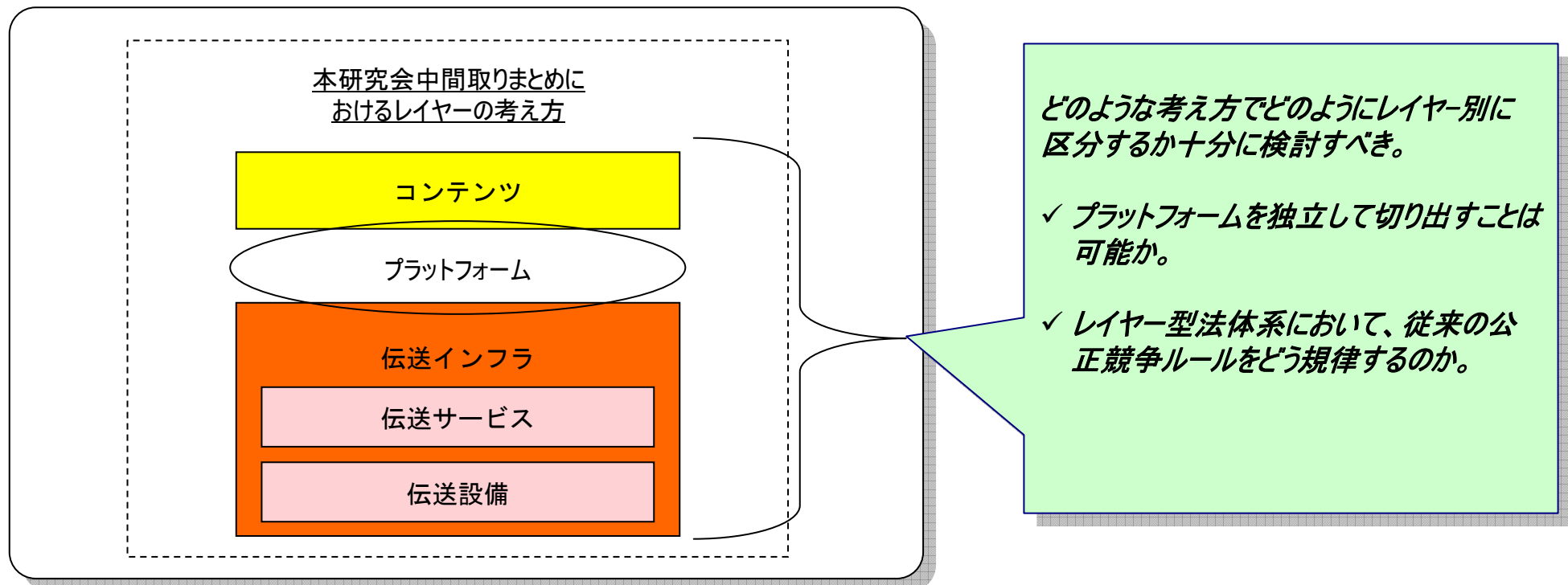
# 1. はじめに

- 通信・放送の融合・連携が進展しつつある現状を踏まえ、公平な競争を促進し、情報通信産業の進展に繋がることを目的に、法体系をレイヤー型に転換し、規律をできるだけ簡素化することについて、賛成します。
- ただし、その際には、現在のNTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルール（NTTに対するドミナントルール、接続ルール等）が、新しい法体系においても引き続き担保されることを前提にすべきと考えます。
- 法体系の見直しにあたっては、情報の自由な流通や新しいコンテンツの創出を促し、多様なサービスが提供されることにより、ユーザー利便の向上が図られるよう留意することが重要です。コンテンツやプラットフォームについては、過剰な規制を課すことによって市場の発展を阻害することのないよう、十分に配慮する必要があります。
- 広範な意味を持つプラットフォームについて共通の認識を深めながら、まずは、レイヤーをどのような考え方で区分するか等について十分な議論を行い、通信・放送の融合により垣根が低くなるコンテンツの分類基準・規律内容についても、幅広い視点で議論を積み重ねる必要があると考えます。

## 2. 通信・放送法制の抜本的再編の方向性

### 【レイヤー型法体系への転換】

- 情報の円滑な流通、情報通信産業の競争促進を図ることを目的として、法体系をレイヤー構造に再構成し、一本化することについて賛成。  
⇒ ただし、どのような考え方でどのようにレイヤーを区分するか、という点については十分に議論する必要がある。
- 法体系の見直しの検討は、情報の自由な流通を確保する方向で行うべき。  
⇒ ただし、現在のNTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により整備されてきた累次の公正競争ルール（NTTに対するドミナントルール、接続ルール等）については、新しい法体系においても担保されることが重要。



### 3. コンテンツに関する法体系のあり方

#### 【コンテンツ規律体系の再構築】

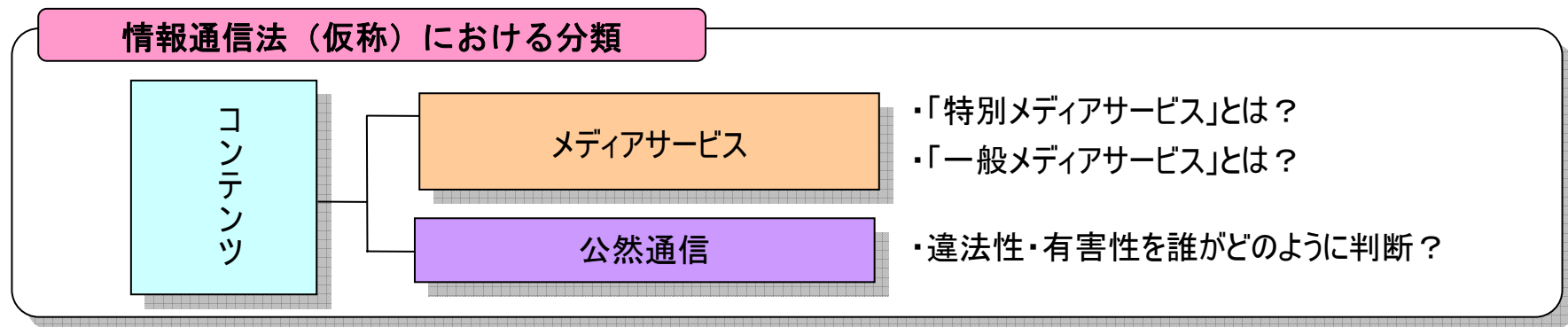
- コンテンツ規律に関する法体系を統合し、再構成することについては賛成。
  - ⇒ ただし、情報の自由な流通や新しいコンテンツの創出を促す観点から、規律は最小限に留める必要がある。
  - ⇒ そのため、例えば何を「特別メディアサービス」の対象とするか等、コンテンツを分類する基準については十分な議論が必要。

#### 【「公然通信」における違法・有害コンテンツの規制】

- 事業者が自主的に行っている違法・有害コンテンツへの対応について、法的根拠や対応基準の明確化が図られることは有意義。
  - ⇒ ただし、「通信の秘密」や「表現の自由」との整合性の観点から、規制の範囲は最小限にとどめるべき。事業者が違法・有害情報に関する適正性判断の責任を負うことは困難。
  - ⇒ 仮に一定の規律が整備されたとしても、不特定多数の発信者が国境を越えて存在することに留意が必要。

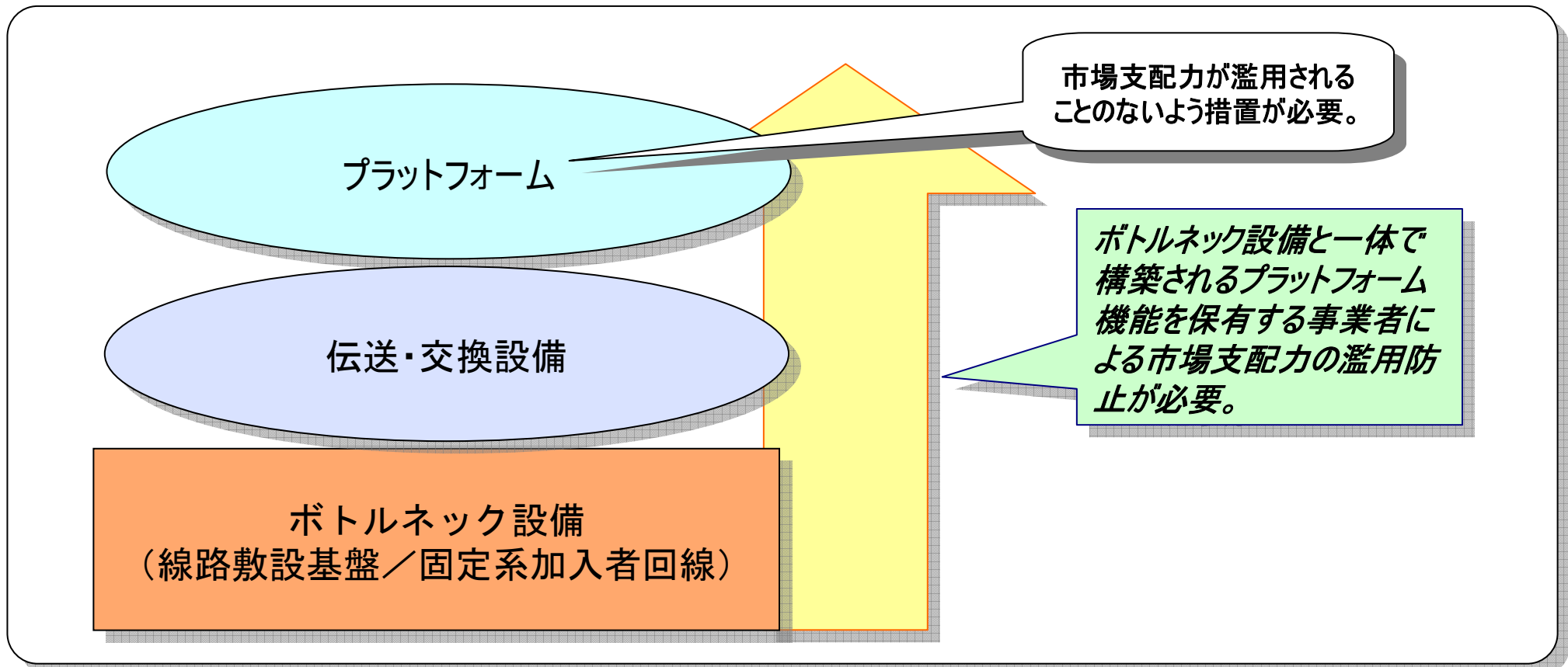
#### 【関連法制の見直しの必要性】

- 制度の見直しに際しては、著作権法・独禁法等の関連法制の見直しを行うことが必要であり、賛成。



## 4. プラットフォームに関する法体系のあり方

- 必要な範囲でプラットフォーム機能に対して、オープン性を確保するための規律の必要性を検討することについて賛成。
  - ⇒ ただし、その際には、プラットフォームの定義についての認識を共有した上で、オープン化によって情報の自由な流通や新しいコンテンツの創出が妨げられ、競争が阻害されることのないよう、十分な議論を行うべき。
  - ⇒ なお、歴史的に形成された通信のボトルネック設備と一体で構築されるプラットフォーム機能については、当該機能を保有する事業者によって市場支配力が濫用されることのないよう、オープン化についての検討が必要。



## 【伝送インフラに関する法体系のあり方】

- ネットワーク規律全般の簡明化、柔軟化を図ることについては賛成。
  - ⇒ ただし、その際には現在のNTT法や電気通信事業法、その他のガイドライン等により担保されている公正競争ルール（NTTに対するドミナントルール、接続ルール等）については、新しい法体系においても担保されることが重要。

## 【レイヤー間の規律のあり方】

- 垂直型事業統合・兼営の制限など制度的に措置することについて、必要性を検討することに賛成。
  - ⇒ その際には、特に、通信のボトルネック設備を保有する事業者が事業領域を拡大し、レイヤーを超えて市場支配力を濫用することによって、公正競争促進や情報の円滑な流通が妨げられることのないよう、留意する必要がある。